又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものであるときは、前号ロに掲げる基準に適合するものであること。

六～十　［略］

3　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一　［略］

一の二　認定事業者の適格請求書発行事業者への該当の有無の変更

二～十九　［略］

2

第十一条　［略］

［削る］

第十二条　経済産業大臣は、法第九条第四項の認定がその効力を失ったときは、その旨を速やかに公表するものとする。

（系統連系工事着工申込書の受領条件）

第十三条の三　前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（第二号及び第三号については、必要な場合に限る。）を全て満たしていることを条件とする。

一　［略］

二　当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

三　［略］

六～十　［略］

3　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一　［略］

［新設］

二～十九　［略］

2

第十一条　［略］

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに当該認定事業者の特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする（特定契約を締結している場合に限る。）。

第十二条　経済産業大臣は、法第九条第四項の認定がその効力を失ったときは、その旨を速やかに当該認定を受けていた者の当該失効した認定に係る特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする（特定契約を締結している場合に限る。）。

（系統連系工事着工申込書の受領条件）

第十三条の三　前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（第二号及び第三号については、必要な場合に限る。）を全て満たしていることを条件とする。

一　［略］

二　当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第八号若しくは同法第五条第一項第七号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

三　［略］

（調整交付金の額の算定方法）

第十三条の三の三　法第十五条の三各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第十五条の三の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（同条の規定に基づき算定して得た額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を控除して得た額に第一号から第五号までに掲げる額（当該方法により算定される額の調整交付金の交付を受ける電気事業者が一般送配電事業者である場合であって、離島等から再生可能エネルギー電気の調達を行う場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、第六号及び第七号に掲げる額を控除する方法とする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は零とする。

一～七　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　［略］

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

（調整交付金の額の算定方法）

第十三条の三の三　法第十五条の三各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第十五条の三の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号から第五号までに掲げる額（当該方法により算定される額の調整交付金の交付を受ける電気事業者が一般送配電事業者である場合であって、離島等から再生可能エネルギー電気の調達を行う場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、第六号及び第七号に掲げる額を控除する方法とする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は零とする。

一～七　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　［略］

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

第二十四条　削除

（再生可能エネルギー電気卸供給による場合の収入の算定方法）

第二十四条　法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給を行った量を乗ずる方法とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。